

装置型式指定規則の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 176 回会合において、「座席ベルトに関する協定規則（第 16 号）」、「座席及び頭部後傾抑止装置に係る協定規則（第 17 号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

※協定規則（原文）については次のとおり。

【国連 HP】http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_nov18.html

2. 改正の概要

（1）装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

装置型式指定規則第 5 条において、「協定規則第 16 号第 7 改訂版」に基づき認定され指定を受けたものとみなす特定装置について、協定規則第 16 号が改訂されることを踏まえ、同号の「協定規則第 16 号第 7 改訂版」を「協定規則第 16 号第 8 改訂版」と改めることとする。また、「協定規則第 17 号第 8 改訂版」に基づき認定され指定を受けたものとみなす特定装置について、協定規則第 17 号が改訂されることを踏まえ、同号の「協定規則第 17 号第 8 改訂版」を「協定規則第 17 号第 9 改訂版」と改めることとする。

（2）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 協定規則第 16 号に対応する自動車の前部保護用エアバッグを装着した着席位置に表示するチャイルドシートを後向きに備えることの危険性の警告（絵、文字等）に関し、原則として規定された内容以外の表示を禁止する等の改正を行う。



- ② 協定規則第 17 号に対応する自動車の前面衝突時の荷物の移動からの乗員保護に関する試験において、座席ベルト構成部品を取り付けた状態で試験を行い、試験後に当該部品に損傷がある場合には機能を確認する等の改正を行う。

(3) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正

(2) について、新型車は令和 2 年 9 月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

(4) その他の関係通達の一部改正

上記のほか、関係通達について所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和元年 5 月 28 日

施 行：公布の日